6. 9 29
3075

の調停に依り争議は解決した。

然し其後会社側は事業不振に基く工場整理をおすべく職工減員をすることに決し不良職工の掃減を企図し、使用職工九〇名中三六名を解雇し、残留職工に対しては当分臨時休業をなす旨九月二十七日発表、翌二十八日から之を実施することとなった。

全従業員は依って直ちに争議団を設け前記組合の共同闘争に依り今三十日被解雇者代表五名、残留職工代表五名を委員として工場主と会見、解雇反対、賃銀値下反対の嘆願をなし、工場主之を拒絶するや争議団は偶々大崎町所在の電業社大崎工場争議団と提携して共同闘争を開始。十月一日頃要求書提出。二十四時間以内に回答を要求。争田多太郎氏（工場主）は其の妻から工場見学のため旅行し、不在中は井上ヨシ